

各私立幼稚園  
各私立認定こども園 } 設置者様

神奈川県福祉子どもみらい局  
子どもみらい部私学振興課長  
( 公 印 省 略 )

令和 8 年度私立幼稚園等地域開放推進費補助事業に係る  
事業計画について (照会)

日頃から、幼児教育の振興にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業について、私立幼稚園等地域開放推進費補助金交付要綱等が定める条件 (別表記載の実施回数等) を満たす学校法人立の幼稚園 (予定園含む) 及び認定こども園に対して、補助を予定しております。同事業の実施を計画している園は、交付要綱第 6 条に基づき「令和 8 年度私立幼稚園等地域開放推進費補助事業計画書 (第 1 号様式)」等関係書類をご提出ください。

なお、**平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が施行されたことに伴い、新制度移行園は原則、本補助金の補助対象外ですが、条件を満たす場合に限り、補助の対象とします。**つきましては、制度移行園で本補助金の交付を希望される場合には、「1 補助対象園」にて補助条件をご確認のうえ、「補助条件確認書」を計画書に添えてご提出ください。

1 補助対象園 (○ : 補助対象 × : 補助対象外 △ : 条件を満たす場合は補助対象)

類型		原則	例外
幼保連携型認定こども園 (施設型給付)		×	△ ※ 1 ※ 2
幼稚園	幼稚園型認定こども園 (施設型給付)	×	
	幼稚園 (施設型給付)	×	
幼稚園 (私学助成)		○	× ※ 3

※ 1 平成 26 年度に本補助金の交付実績があり (幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園においては、移行前の幼稚園が交付を受けており)、今年度、市町村から「地域子育て支援拠点事業」の委託又は補助を受けていない場合は補助対象とする (ただし、市町村が実施していない又は市町村の実施要件を満たせない場合に限る)。

※ 2 新制度移行園は、平成 26 年度に交付実績がある園のみ本照会を送付。

※ 3 市町村から「地域子育て支援拠点事業」の委託又は補助を受けている場合は補助対象外とする。

(参考)「地域子育て支援拠点事業」とは、子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号にて規定する事業で、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(裏面もご確認ください)

## 2 補助単価

基本単価 1園あたり 60万円以内 (千円未満切捨て)

認定こども園加算 1園あたり 20万円以内 (千円未満切捨て)

(※) 地域開放推進費補助事業を実施する認定こども園で、かつ「子育て相談・教育相談事業」を実施し、その実施回数が「神奈川県認定こども園の要件に関する取扱基準」又は「幼保連携型認定こども園の設置認可に係る取扱基準」で規定する「第1号に掲げる事業」又は「第2号に掲げる事業」の実施回数を満たす園に加算する。

## 3 提出書類 (各1部 ※控えを園に保管してください)

(1) 令和8年度私立幼稚園等地域開放推進費補助事業計画書 (第1号様式)

(2) 地域開放推進費補助事業計画書 (別紙) ※1つの事業につき1枚必要

(3) (2)に関する根拠資料等 (ポスター・チラシ等) ※4月から9月分まで

(4) 実施状況確認書 ※施設型給付園、認定こども園のみ提出

## 4 提出期限 令和8年10月2日(金) 郵送必着

※提出期限までに提出がない場合は、計画がないものとさせていただきます。

## 5 提出先

〒231-8588 (住所省略可)

神奈川県 私学振興課助成グループ 青木、星野宛

## 6 留意事項

○交付要綱及び提出書類の様式は県ホームページからダウンロード可能です。

### 【掲載ページ】

神奈川県トップページ > 分類からさがす > 教育・文化・スポーツ >

教育 > 私立学校 > 私立学校向け補助金関係のお知らせ > 令和8年度

私立幼稚園等地域開放推進補助事業に係る事業計画の照会について

○本通知は学校法人住所宛に送付しております。複数園にて計画を予定している場合は、園ごとに作成のうえご提出ください。

○事業計画書の提出にあたっては、**必ず事業計画書別紙に記載の事業が補助要件に満たしているかを確認してください。**

○事業計画書に記載されている内容以外は原則認められませんので、計画通りに実施できるようご注意ください。(実績報告の際に事業計画書に記載の内容と異なる場合は補助ができなくなる可能性があります。)

○事業照会の時点で9月実施分までの日程や事業内容が確認できる書類(ポスター・チラシ等)の提出が必要になります。また、10月分から12月分までは交付申請時に、1月分以降に関しては実績報告の際に提出していただく予定のため、あらかじめご用意ください。

(裏面もご確認ください。)

- 地域に事業を周知したことが分かる根拠資料がない場合は補助対象として認めることが出来ません。
- 国や市町村その他の補助金を受けている事業とは重複はできませんので、予めご了承ください。（横浜市実施子育て広場など各市町村が実施している地域子育て支援拠点事業）
- 今後募集を開始する令和8年度私立幼稚園等子ども・子育て支援機能向上事業費補助金とは別の補助金になりますので、地域開放推進費補助事業に申請することは可能です。  
ただし、実施回数や経費等の切り分けができることが条件になります。  
（詳しくは別紙 Q&A をご確認ください。）
- 補助金の支払いについては、昨年度と同じく交付決定後に概算にて交付いたします。

問合せ先

助成グループ 星野、青木

電 話 045-210-1111（内線 3774）

F A X 045-210-8839

E-mail [jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp)